4. 学　　位

神戸大学学位規程

平成16年４月１日　制定
最近改正　平成25年10月29日

（趣　　旨）

第１条　学位規則（昭和28年文部省令第９号）第13条第１項の規定により，神戸大学（以下「本学」という。）が授与する学位については，神戸大学教学規則（平成16年４月１日制定。以下「教学規則」という。）に定めるもののほか，この規程の定めるところによる。

（学　　位）

第２条　本学において授与する学位は，学士，修士，博士及び専門職学位とする。

（学士の学位の授与の要件）

第３条　学士の学位は，本学を卒業した者に授与する。

（修士の学位の授与の要件）

第４条　修士の学位は，次の各号のいずれかに該当する者に授与する。

(1)　本学大学院研究科（以下「研究科」という。）の修士課程を修了した者

(2)　研究科の博士課程の前期課程を修了した者

（博士の学位の授与の要件）

第５条　博士の学位は，研究科の博士課程を修了した者に授与する。

２　博士の学位は，次の要件を満たす者にも授与する。

(1)　研究科において前項に該当する者と同等以上の学力があると確認されたこと。（この確認を以下「学力の確認」という。）

(2)　研究科において行う博士論文の審査及び試験に合格したこと。

（専門職学位の授与の要件）

第６条　専門職学位は，次の各号のいずれかに該当する者に授与する。

(1)　研究科の専門職大学院の課程（次号の課程を除く。）を修了した者

(2)　研究科の法科大学院の課程を修了した者

（研究科の在学者の論文等提出手続）

第７条　研究科に在学する者の学位論文又は教学規則第67条に規定する特定の課題についての研究の成果は，当該研究科長に提出するものとする。

２　博士論文は，学位論文審査願，論文目録及び履歴書とともに提出しなければならない。

３　学位論文は，修士の場合は１編，１通を，博士の場合は１編，３通を提出するものとする。ただし，参考として他の論文を付加して提出することを妨げない。

４　審査のため必要があるときは，提出論文の数を増加し，又は論文の訳本，模型若しくは標本等の資料その他を提出させることがある。

５　第１項に定める研究の成果（以下「研究の成果」という。）の提出に関することは，各研究科において別に定める。

（研究科の在学者の論文等審査）

第８条　研究科長は，前条の規定による博士論文の提出があったときは，教授会において当該研究科の教授のうちから２人以上の審査委員を選定して，博士論文の審査を行わせるものとする。

２　研究科長は，前条の規定による修士論文又は研究の成果の提出があったときは，教授会におい

て当該研究科の教授及び准教授のうちから２人以上の審査委員を選定して，修士論文又は研究の成果の審査を行わせるものとする。ただし，少なくとも教授１人を含めなければならない。

３　教授会において審査のため必要があると認めるときは，博士論文の審査にあっては第１項の審査委員のほか，当該研究科の教授以外の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を，修士論文又は研究の成果の審査にあっては前項の審査委員のほか，当該研究科の教授及び准教授以外の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

４　教授会において審査のため必要があると認めるときは，当該研究科の教授以外の者（修士論文又は研究の成果の審査のため必要があると認めるときは，当該研究科の教授及び准教授以外の者）にも調査を委嘱することができる。

（研究科の在学者の最終試験）

第９条　審査委員及び前条第４項の規定により調査を委嘱された者は，学位論文又は研究の成果を中心として，これに関連ある科目について，筆答又は口頭により最終試験を行う。

２　最終試験の期日は，その都度公示する。

（博士課程を経ない者の学位論文の提出手続）

第10条　第５条第２項の規定による学位申請者の学位論文は，論文審査料57,000円を添え，学位申請書，論文目録及び履歴書とともに，その申請に応じた研究科長を経て学長に提出するものとする。

２　本条の規定による論文の提出については，第７条第３項及び第４項の規定を準用する。

（博士課程を経ない者の論文審査及び試験）

第11条　学長は，前条第１項の規定による学位論文の提出があったときは，当該研究科長にその論文の審査を付託し，研究科長は，第８条の規定に準じて論文の審査を，第９条の規定に準じて試験を行わせるものとする。

２　前項の学位論文は，それを受理した日から１年以内に審査を終了するものとする。ただし，特別の理由があるときは，教授会の議決により審査期限を延長することができる。

（博士課程を経ない者の学力の確認）

第12条　第10条第１項の規定による学位論文の提出があったときは，教授会は，学位申請者の学力の確認を行う。

２　学力の確認は，筆答又は口頭による試問の結果に基づいて行う。ただし，学位申請者の学歴，業績等に基づいて学力の確認を行うことができる場合は，試問を省略することができる。

３　学力の確認のため必要があるときは，学位申請者にその著書，論文その他を提出させることがある。

４　教授会が学力の確認の議決をする場合には，第15条第２項の規定を準用する。

（退学者の学位論文の提出手続，論文審査，試験及び学力の確認）

第13条　研究科の博士課程において所定の期間在学し，所定の単位を修得し，かつ，必要な博士論文の作成等に対する指導を受けて退学した者が，再入学しないで学位の授与を受けようとするときは，前３条の規定による。

２　前項に該当する者が，退学後５年以内に学位論文を提出して審査を受けるときは，第５条第１項に該当する者と同等以上の学力を有するものとみなす。

（論文及び審査料の不返還）

第14条　提出された修士論文又は博士論文及び納入した審査料は，その理由のいかんを問わず返還しない。

２　提出された研究の成果の返還に関することは，各研究科において別に定める。

（修士及び博士の学位授与の決定）

第15条　教授会は，研究科に在学する者については，論文審査及び最終試験の結果報告に基づいて，また第12条の規定により学力を確認された者及び第13条第２項に該当する者については，論文審査及び試験の結果報告に基づいて，学位を授与すべきか否かを決定する。

２　前項の教授会は，当該教授会構成員の３分の２以上の出席があることを要し，学位を授与すべきものと議決するには，無記名投票の方法により，出席者の３分の２以上の賛成があることを要する。

（審査結果の報告）

第16条　研究科長は，教授会において修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与すべきものと決定したときは，次に掲げる事項を記載した書類を学長に提出しなければならない。

(1)　授与しようとする学位（専攻分野の名称を付記したもの）

(2)　授与しようとする年月日

(3)　博士の場合は，第５条第１項又は第２項のいずれの規定によるかの別

(4)　博士の場合は，論文審査及び最終試験又は試験の結果の要旨

(5)　博士の場合は，論文審査及び最終試験又は試験を担当した機関に関する事項

(6)　第５条第２項による博士の場合は，学力の確認の結果及び学力の確認を担当した機関に関する事項

２　前項の学位を授与できないと決定した者については，その旨を学長に報告する。

（学位の授与）

第17条　学長は，第３条に規定する者に対しては，学位記を交付して学士の学位を授与する。

２　学長は，前条に規定する報告に基づき，修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与すべきものと決定した者に対しては，学位記を交付して当該学位を授与し，当該学位を授与できないと決定した者に対しては，その旨を通知する。

３　前項の規定により博士の学位を授与したときは，学位簿に登録し，文部科学大臣に報告する。

（審査要旨の公表）

第18条　本学は，博士の学位を授与したときは，当該博士の学位を授与した日から３月以内に，当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

（学位論文の公表）

第19条　博士の学位を授与された者は，当該博士の学位を授与された日から１年以内に当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし，当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは，この限りではない。

２　前項の規定にかかわらず，博士の学位を授与された者は，やむを得ない理由がある場合には，当該教授会の承認を受けて，当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において，本学はその論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

３　博士の学位を授与された者が行う前2項の規程による公表は,原則として神戸大学学術成果リポ

ジトリの利用により行うものとする。

（専攻分野等の名称）

第20条　学士の学位を授与するに当たっては,別表第1に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

２　修士又は博士の学位を授与するに当たっては，別表第２に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

３　専門職学位の名称は，別表第３に掲げるとおりとする。

４　別表第４に掲げる学位プログラムを修了した者に修士の学位を授与するに当たっては,第２項に規定する専攻分野の名称とともに,当該学位プログラムの名称を付記するものとする。

（学位の名称）

第21条　本学において学位の授与を受けた者が，学位の名称を用いるときは，神戸大学の文字を付記するものとする。

（修士及び博士の学位並びに専門職学位の取消し）

第22条　修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が，不正の方法により当該学位の授与を受けた事実が判明したときは，学長は，当該教授会及び教育研究評議会の議を経て，その学位を取り消し，学位記を返還させ，かつ，その旨を公表する。

２　修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が，その名誉を汚す行為があったときは，前項の規定に準じてその学位を取り消すことができる。

３　教授会が前２項の規定による議決をする場合には，第15条第２項の規定を準用する。

（様　　式）

第23条　学位記，学位簿その他の様式は，別記様式のとおりとする。

（補　　則）

第24条　この規程の施行に必要な事項は，各学部又は各研究科においてこれを定める。

附　　則

１　この規程は，平成16年４月１日から施行する。

２　神戸大学教学規則（平成16年４月１日制定）附則第４項に規定する海事科学部の課程を卒業した者及び自然科学研究科の専攻を修了した者に授与する学位に付記する専攻分野の名称は，別表の規定にかかわらず，商船学又は工学とするものとする。

附　　則

この規程は，平成17年１月１日から施行する。

附　　則

この規程は，平成18年３月１日から施行する。

附　　則

１　この規程は，平成19年４月１日から施行する。

２　この規程施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成19年４月１日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，改正後の別表の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　　則

１　この規程は，平成20年４月１日から施行する。

２　この規程施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成20年４月１日以後において

在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，改正後の別表の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　　則

1　この規程は，平成21年４月１日から施行する。

2　文学研究科及び文化学研究科が存続する間，改正後の第８条第１項中「教授会」とあるのは「教授会又は研究科委員会(以下「教授会等」という。)」と，同条第３項及び第４項並びに第11条から第22条までの規定中「教授会」とあるのは「教授会等」と読み替えて適用する。

附　　則

この規程は，平成22年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は，平成23年11月24日から施行する。

附　　則

1　この規程は，平成25年4月23日から施行する。

2　この規程による改正後の神戸大学学位規程（以下「新学位規程」という。）第18条の規定は，平成25年4月1日以後に博士の学位を授与した場合について適用し，同日前に博士の学位を授与した場合については，なお従前の例による。

3　新学位規程第19条の規定は，平成25年4月1日以後に博士の学位を授与された者について適用し，同日前に博士の学位を授与された者については，なお従前の例による。

附　　則

この規定は，平成25年11月1日から施行する。

別表第1（第20条第１項関係）

学士の学位に付記する専攻分野の名称

学部名等	専攻分野の名称
文学部	文学
国際文化学部	国際文化学
発達科学部	発達科学
法学部	法学
経済学部	経済学
経営学部	経営学又は商学
理学部	理学
医学部医学科	医学
保健学科	看護学，保健衛生学又は保健学
工学部	工学
農学部	農学
海事科学部	海事科学

別表第２（第20条第2項関係）

修士又は博士の学位に付記する専攻分野の名称

研究科名	専攻分野の名称	
	修士	博士
人文学研究科	文学	文学又は学術
国際文化学研究科	学術	学術
人間発達環境学研究科	学術，教育学又は理学	学術，教育学又は理学
法学研究科	法学又は政治学	法学又は政治学
経済学研究科	経済学	経済学
経営学研究科	経営学又は商学	経営学又は商学
理学研究科	理学	理学又は学術
医学研究科	バイオメディカルサイエンス	医学
保健学研究科	保健学	保健学
工学研究科	工学	工学又は学術
システム情報学研究科	システム情報学又は工学	システム情報学，工学，学術又は計算科学
農学研究科	農学	農学又は学術
海事科学研究科	海事科学	海事科学，工学又は学術
国際協力研究科	国際学，経済学，法学又は政治学	学術，法学，政治学又は経済学

別表第３（第20条第3項関係）

専門職学位の名称

研究科名	学位の名称
法学研究科	法務博士（専門職）
経営学研究科	経営学修士（専門職）

別表第４（第20条第4項関係）

ＥＵエキスパート人材養成プログラム

別記様式第１（第３条により学位を授与する場合）

○第　　号

学 位 記

大
学
印

氏　　名
年　月　日生

本学○○学部○○○○所定の課程を修め本学を卒業したので，学士（○○）の学位を授与する

年　　月　　日

神 戸 大 学 長　氏　　名　印

別記様式第２（第４条第１号により学位を授与する場合）

修第　　号

学位記

大学印

氏　　名
年　月　日生

本学大学院○○研究科○○専攻の修士課程を修了したので修士（○○）の学位を授与する

年　　月　　日

神戸大学

別記様式第３（第４条第２号により学位を授与する場合）

修　第　　号

学　位　記

大学印

氏　名

年　月　日生

本学大学院○○研究科○○専攻の修士課程の前期課程を修了したので修士(○○)の学位を授与する

年　月　日

神　戸　大　学

別記様式第４（第４条第４号により学位を授与する場合で,別表第４に掲げるプログラム名称を付記するもの）

修　第　　号

学　位　記

大学印

氏　名

年　月　日生

本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程の前期課程を修了したので修士(○○)の学位を授与する

本学○○プログラムを修了したことを証する

年　月　日

神　戸　大　学

別記様式第５（第５条第１項により学位を授与する場合）

博い第　　号

学位記

大学印

氏　　名

年　月　日生

本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程を修了したので博士(○○)の学位を授与する

年　月　日

神戸大学

別記様式第６（第５条第２項により学位を授与する場合）

博ろ第　　号

学位記

大学印

氏　　名

年　月　日生

本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士(○○)の学位を授与する

年　月　日

神戸大学

別記様式第７（第６条第１項により学位を授与する場合）

専第　　号

学　位　記

氏　　名

年　月　日生

大学印

本学大学院○○研究科○○専攻の専門職大学院の課程を修了したので修士（○○）の学位を授与する

年　　月　　日

神　戸　大　学

別記様式第８（第６条第２項により学位を授与する場合）

法第　　号

学　位　記

氏　　名

年　月　日生

大学印

本学大学院○○研究科○○専攻の法科大学院の課程を修了したので法務博士（専門職）の学位を授与する

年　　月　　日

神　戸　大　学

別記様式第９（第４条から第６条により学位を授与する場合（英文学位記））

学 章

KOBE UNIVERSITY

HEREBY CONFERS THE DEGREE OF
○○○○○○○○ of ○○○○○○○○○
UPON
○○○○ ○○○○

FOR HAVING SUCCESSFULLY COMPLETED THE ○○○○ PROGRAM
IN THE FIELD OF ○○○○○○○○○
ADMINISTERED BY THE GRADUATE SCHOOL OF
○○○○○○○○○
ON THIS ○○○○ DAY OF ○○○○ IN THE YEAR ○○○○

○○○○ ○○○○ President of Kobe University
大学印
○○○○ ○○○○ Dean of Graduate School of ○○○○○○○○○

別記様式第10（第４条第２号により学位を授与する場合で,別表第４に掲げるプログラム名称を付記するもの（英文学位記））

学 章

KOBE UNIVERSITY

HEREBY CONFERS THE DEGREE OF
○○○○○○○○ of ○○○○○○○○○
UPON
○○○○ ○○○○

FOR HAVING SUCCESSFULLY COMPLETED THE ○○○○ PROGRAM
IN THE FIELD OF ○○○○○○○○○
ADMINISTERED BY THE GRADUATE SCHOOL OF
○○○○○○○○○ and ☆
ON THIS ○○○○ DAY OF ○○○○ IN THE YEAR ○○○○

○○○○ ○○○○ President of Kobe University
大学印
○○○○ ○○○○ Dean of Graduate School of ○○○○○○○○○

備考　☆には,別表第４に掲げるプログラム名称を付記する。

別記様式第１１

年　　月　　日

○○研究科長　　殿

学籍番号
氏　　名　印

学位論文審査願

神戸大学学位規程第７条の規定により下記の書類を提出いたしますから審査をお願いします。

記

学位論文　　通

論文目録　　通

別記様式第１２

年　　月　　日

神戸大学長　殿

氏　　名　印

学位申請書

神戸大学学位規程第１０条の規定により学位論文に論文目録及び履歴書を添え博士(○○)の学位の授与を申請いたします。

備考　退学者が再入学しないで学位を申請する場合には「第10条」を「第13条」に読み替えるものとする。

別記様式第１３

年　　月　　日

論　文　目　録

氏　　名　印

論　　文
　１　題　目
　２　印刷公表の方法及び時期
　　方　法
　　時　期
　３　冊　数　　冊

参考論文
　１　題　目
　２　冊　数　　冊

別記様式第１４

学位簿

博士（○○）

契印	番号	授与年月日	氏名	論文題目	取扱者印

備考　学位簿の表紙には，学位簿と標記し，博士の専攻分野の名称の順に登録する。

神戸大学大学院理学研究科の修士学位に関する内規

平成19年４月１日　制定
最近改正　平成26年３月19日

（趣　　旨）

第１条　この内規は，神戸大学大学院理学研究科（以下「研究科」という。）において博士課程前期課程の修了者に授与する修士の学位の論文審査に関し必要な事項を定めるものとする。

（学　　位）

第２条　研究科において授与する学位は，修士（理学）とする。

（学位論文等の提出）

第３条　学位論文の審査を願い出るときは，履修要件科目を修得し（見込みも含む），かつ研究経過発表会における発表についての認定を受けた後に，次に掲げる書類等を指導教員を経て研究科長に提出するものとする。

(1) 修士学位論文審査申請書（別紙様式１）　　１部
(2) 修士学位論文　　２部

２　学位論文審査申請書の提出時期は，３月修了予定者にあっては12月，９月修了予定者にあっては６月とし，各時期における提出期間は，研究科教授会が別に定める。

３　学位論文の提出時期は，３月修了予定者にあっては２月，９月修了予定者にあっては８月とし，各時期における提出期間は，研究科教授会が別に定める。

４　前２項の規定にかかわらず，研究科教授会が特に必要と認めたときは，提出の時期及びその期間を別に定めることができる。

５　学位論文には，表紙（別紙様式２）をつけるものとする。

（学位論文審査委員会）

第４条　学位論文等の提出があったときは，論文審査及び最終試験を行うため，学位論文提出者ごとに学位論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

２　審査委員会は，教授または准教授２人以上を含む研究科の教員をもって組織し，主査１人及び副査をおくこととする。ただし，少なくとも教授１人を含めなければならないものとする。

３　研究科教授会において審査のため必要があると認めるときは，前項に定めるもののほか，学位論文提出者の専門分野に関係の深い学術領域の研究科博士課程前期課程担当相当の者を審査委員に加えることができる。

４　研究科教授会において審査のため必要があると認めるときは，前２項に定めるもののほか，調査委員を委嘱することができる。

５　審査委員の選定及び調査委員の委嘱は，学位論文提出者の所属する専攻から推薦のあった審査委員及び調査委員候補者について，研究科教授会が行う。

（最終試験）

第５条　審査委員会は，学位論文を中心として，最終試験を行う。

２　審査委員会は，最終試験の方法等を定めて，学位論文提出者に通知するものとする。

３　審査委員会は，修士論文発表会を開催するものとする。

（審査結果の報告）

第６条　審査委員会は，論文審査及び最終試験が終了したときは，修士論文審査結果報告書（別紙様式３）及び修士最終試験報告書（別紙様式４）を研究科長に提出するものとする。

附　　則

この内規は，平成19年４月１日から施行する。

附　　則

この内規は，平成20年４月１日から施行する。

附　　則

この内規は，平成21年４月１日から施行する。

附　　則

この内規は，平成26年４月１日から施行する。

神戸大学大学院理学研究科博士課程前期課程
研究経過発表会実施要領

平成19年４月１日　制定
平成21年９月11日　改正

（趣　　旨）

第１条　この要領は，理学研究科博士課程前期課程修了者に係る修士学位論文審査に先立ち実施する研究経過発表会（以下「発表会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（発表者の要件）

第２条　発表会における発表者は，修了所要単位30単位のうち，８単位以上を修得している者（修得見込みの者を含む。）でなければならない。

（開催の時期等）

第３条　発表会は，１年次後期又は２年次前期に学生の所属する専攻の主催により開催するものとし，専攻長は，開催の日時，場所，発表者の氏名及び研究題目を当該専攻の教員及び学生に通知するものとする。

（研究経過報告書）

第４条　専攻長は，発表を行った学生について，研究経過報告書（別紙様式１）を研究科長に提出するものとする。

（研究経過認定通知）

第５条　研究科長は，前条の報告書に基づき研究経過を認定した者について，研究経過認定通知書（別紙様式２ ）を交付するものとする。

（特例研究経過発表会）

第6条　聴講派遣学生又は研究指導委託学生として外国の大学等に留学を許可されている者の発表については，その者から提出された研究経過報告書に基づき，指導教員等が研究経過を報告（質疑応答を含む。）することにより発表に替えることができるものとする。

２　前項の規定により発表する場合，当該学生の指導教員は，事前に専攻長を経て，特例研究経過発表会発表届（別紙様式３）を研究科長に提出しなければならない。

（学位論文の提出）

第７条　学生は，発表会において発表を行ったことの認定を受けた後でなければ学位論文を提出することができない。

（特例措置）

第８条　転入学者及び再入学者の発表会については，別に指示する。

２　早期修了申請者については，発表会を免除することがある。

附　　則

この要領は，平成21年10月１日から施行する。

神戸大学大学院理学研究科博士課程前期課程における早期修了に関する内規

平成19年４月１日　制定

（趣　　旨）

第１条　この内規は，神戸大学大学院理学研究科規則第32条第１ただし書に定める優れた研究業績を上げた者に係る在学期間の短縮による課程の修了（以下「早期修了」という。）に関し，必要な事項を定めるものとする。

（推　　薦）

第２条　指導教員は，早期修了に該当すると認められる者があるときは，次の書類を添え，定められた期日までに早期修了の適用を専攻長に推薦するものとする。

(1) 推薦書（別紙様式１）

(2) 学位論文草稿又は要旨（様式は自由）

(3) 研究業績書［学会発表を含む。］（別紙様式２）

(4) 上記のほか，各専攻が必要と認める書類

２　専攻長は，前項の推薦があったときは，早期修了審査委員会（当該専攻の教授を少なくとも３人含む。）を設置する。早期修了審査委員会は，早期修了適用資格の有無について審査する。

３　専攻長は，早期修了審査委員会において，早期修了適用資格が有るとの判断がなされたときは，専攻会議の議を経て，理学研究科長に早期修了適用資格審査報告書（別紙様式３）を提出するものとする。

４　前項の専攻会議においては，構成員の３分の２以上が出席し，出席者の３分の２以上の賛成を得なければならない。

（適用資格判定）

第３条　早期修了の適用資格の有無の判定は，理学研究科専攻長会議が行う。

（学位審査論文の提出）

第４条　早期修了の適用資格が有りと判定された者は，理学研究科長に学位論文を提出することができる。

（雑　　則）

第５条　この内規に定めるもののほか，早期修了に関して必要な事項は，別に定める。

附　　則

この内規は，平成19年４月１日から施行する。

神戸大学大学院理学研究科の課程博士学位に関する内規

平成19年４月１日　制定
最近改正　平成26年３月19日

（趣　　旨）

第１条　この内規は，神戸大学大学院理学研究科（以下「研究科」という。）において博士課程後期課程の修了者に授与する博士の学位の論文審査に関し必要な事項を定めるものとする。

（学　　位）

第２条　研究科において授与する学位は，博士（理学）又は博士（学術）とする。

（学位論文等の提出）

第３条　研究科に在学する者が学位論文の審査を願い出るときは，履修要件科目を修得し（見込みも含む），かつ研究経過発表会及び研究成果発表会における発表についての認定を受けた後に，次に掲げる書類等を研究科長に提出するものとする。

(1) 学位論文審査願（別紙様式１）　１部
(2) 論文目録（別紙様式２）　２部
(3) 電子媒体（ＣＤ－Ｒ）　１枚
(4) 学位論文　４部
(5) 論文内容の要旨（別紙様式３）　10部
(6) 履歴書（別紙様式４）　２部
(7) その他参考論文

２　学位論文の提出時期は，３月修了予定者にあっては１月，９月修了予定者にあっては７月とし，各時期における提出期間は，研究科教授会が別に定める。

３　前項の規定にかかわらず，研究科教授会が特に必要と認めたときは，提出の時期及びその期間を別に定めることができる。

（学位論文審査委員会）

第４条　学位論文等の提出があったときは，論文審査及び最終試験を行うため，学位論文提出者ごとに学位論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

２　審査委員会は，教授２人以上を含む研究科の教員３人以上をもって組織し，主査１人及び副査をおくこととする。

３　研究科教授会において審査のため必要があると認めるときは，前項に定めるもののほか，学位論文提出者の専門分野に関係の深い学術領域の研究科博士課程後期課程担当相当の者を審査委員に加えることができる。

４　審査委員の選定は，学位論文提出者の所属する専攻から推薦のあった審査委員候補者について，研究科教授会が行う。

５　審査委員会は，論文審査に併せて学位に付記する専攻分野の名称についても，審査するものとする。

（最終試験）

第５条　審査委員会は，学位論文を中心として，これに関連する専門科目について，筆答又は口頭

により最終試験を行う。

２　審査委員会は，最終試験の試験科目，試験の方法等を定めて，学位論文提出者に通知するものとする。

３　審査委員会は，博士論文発表会を開催するものとする。

（論文審査及び最終試験の結果の報告）

第６条　審査委員会は，論文審査及び最終試験が終了したときは，学位審査報告書（別紙様式５）を研究科長に提出するものとする。

附　　則

この内規は，平成19年４月１日から施行する。

附　　則

この内規は，平成20年４月１日から施行する。

附　　則

この内規は，平成25年９月６日から施行し，平成25年４月１日以後に学位を授与された者について適用する。

附　　則

この内規は，平成26年４月１日から施行する。

神戸大学大学院理学研究科の学位論文審査委員会に関する申合せ

平成19年４月１日　制定
平成20年２月15日　一部改正

１．この申合せは，理学研究科における学位論文審査委員会委員の選出等について，必要な事項を定めるものとする。

２．修士学位論文審査委員会について（修士学位に関する内規第４条第２項関係）

学位論文審査委員会における主査となる教員は，神戸大学大学院理学研究科教員資格審査委員会（以下「教員資格審査委員会」という。）において，前期課程学生の研究指導及び講義担当適格者として認められた者に限る。

３．課程博士学位論文審査委員会について（課程博士学位に関する内規第４条第２項関係）

(1) 学位論文審査委員会における主査となる教員は，教員資格審査委員会において，後期課程学生の研究指導及び講義担当適格者として認められた者に限る。

(2) 学位論文審査委員会には，学生の指導教員が所属する講座又は専攻以外の教員を含めるものとする。

４．博士課程を経ない者の博士学位論文審査委員会について（博士課程を経ない者の学位論文審査等に関する内規第８条第２項関係及び博士課程を経ない者の学位論文草稿の内見に関する申合せ第４条第１項関係）

(1) 学位論文審査委員会における主査となる教員は，教員資格審査委員会において，後期課程学生の研究指導及び講義担当適格者として認められた者に限る。

(2) 学位論文審査委員会には，学位申請者の学位論文の内容に関係の深い学術領域（主査となる教員と同一の専攻）の教員及びその他の学術領域（主査の所属する講座以外の講座あるいは他の専攻）の教員を含めるものとする。

附　則

この申合せは，平成１９年４月１日から施行する。

附　則

１　この申合せは，平成２０年４月１日から施行する。

２　この申合せは，平成２０年４月１日以後，自然科学研究科博士課程前期課程に在籍する学生に係る学位論文審査委員会についても準用する。

（別紙様式１）

平成　　年　　月　　日

理学研究科長　殿

学籍番号

氏　　名　　印

学位論文審査願

神戸大学学位規程第７条の規定により下記の書類を提出いたしますから審査をお願いします。

記

学位論文　　通

論文目録　　通

以上

（別紙様式２）

平成　　年　　月　　日

論　　文　　目　　録

氏　　名　　印

論　　文

１．題　目

２．印刷公表の方法及び時期

３．冊　数　　冊

参考論文

（別紙様式3）

論　文　内　容　の　要　旨

氏　　名

専　　攻

論文題目（外国語の場合は，その和訳を併記すること。）

指導教員

作成上の注意
１．本様式をA4判の表紙とし，要旨は，別紙に横書きすること。
２．2,000字～4,000字でまとめること。（英語の場合，1200語～2400語でまとめること。）
３．本文の右上に氏名及びページ数（氏名：　NO.　）を記入すること。
４．要旨を作成するとき，作成上の注意は削除すること。

（別紙様式４）　　履　歴　書

平成　年　月　日作成

ふりがな 氏　名	印	本　籍	都・道 府・県
生年月日	昭和　年　月　日生（満　歳）	性　別	男　・　女
ふりがな			
現住所 （又は連絡先）	〒　－　電話（　）　－　E-Mail		

年	月	日	学　歴（学校名・学部名・学科名等）	卒業（見込）・修了・退学の別
			高等学校	卒　業

年	月	日	職歴・研究歴（勤務先・職種等）

年	月	日	学会及び社会における活動等

年	月	日	賞　　罰

神戸大学大学院理学研究科博士課程後期課程
研究経過発表会及び研究成果発表会実施要領

平成19年４月１日　制定
平成21年９月11日　改正

（趣　　旨）

第１条　この要領は，理学研究科博士課程後期課程修了者に係る課程博士学位論文審査に先立ち実施する研究経過発表会及び研究成果発表会に関し必要な事項を定めるものとする。

（研究経過発表会）

第２条　１年次及び２年次に研究経過発表会を実施し，博士論文の作成に関し適切な指導を行うものとする。

（開催の時期等）

第３条　研究経過発表会は，学生の所属する専攻の主催により開催するものとし，専攻長は，開催の日時，場所，発表者の氏名及び研究題目を当該専攻の教員及び学生に通知するものとする。

（研究経過報告書）

第４条　専攻長は，研究経過発表を行った学生について，研究経過報告書（別紙様式１）を研究科長に提出するものとする。

（研究経過認定通知）

第５条　研究科長は，前条の報告書に基づき研究経過を認定した者について，研究経過認定通知書（別紙様式２）を交付するものとする。

（研究成果発表会）

第６条　３年次に学位論文審査の願い出に先立ち研究成果発表会を開催し，学位論文の作成に関し適切な指導を行うものとする。

（発表者の要件）

第７条　研究成果発表会における発表者は，本研究科後期課程に２年以上在学し，かつ，修了所要単位（10単位）の全てを修得している者（修得見込みの者を含む。）でなければならない。

（開催の時期等）

第８条　研究成果発表会は，原則として学位論文提出の３か月前までに学生の所属する専攻の主催により開催するものとし，専攻長は，開催の日時，場所，発表者の氏名及び論文題目を当該専攻の教員及び学生に通知するもとする。

２　専攻長は，研究成果発表会の開催に当たっては，学位論文の草稿について，その必要部数を提出するよう当該学生の指導教員に通知するものとする。

（研究成果報告書等）

第９条　専攻長は，研究成果発表を行った学生について，研究成果報告書（別紙様式３）を研究科長に提出するものとする。

２　専攻長は，専攻会議の議を経て前項の報告において研究成果を認定した者に係る学位論文提出予定者・審査委員候補者名簿（博士課程）（別紙様式４）を研究科長に併せて提出するものとする。

（研究成果認定通知）

第10条　研究科長は，前条の報告に基づき研究成果を認定した者について，研究成果認定通知書（別紙様式５）を交付するものとする。

（学位論文の提出）

第11条　学生は，研究経過発表会及び研究成果発表会において発表を行ったことの認定を受けた後でなければ学位論文を提出することができない。

（特例発表会）

第12条　聴講派遣学生又は研究指導委託学生として外国の大学等に留学を許可されている者の発表については，その者から提出された研究経過報告書又は研究成果報告書に基づき，指導教員等が研究経過又は研究成果を報告（質疑応答を含む。）することにより発表に替えることができるものとする。

２　前項の規定により発表する場合，当該派遣学生の指導教員は，事前に専攻長を経て，特例発表届（別紙様式６）を研究科長に提出しなければならない。

（特例措置）

第13条　転入学者及び再入学者の研究経過発表会及び研究成果発表会については，別に指示する。

２　早期修了申請者については，研究経過発表会及び研究成果発表会を免除することがある。

附　　則

この要領は，平成21年10月１日から施行する。

神戸大学大学院理学研究科博士課程後期課程における早期修了に関する内規

平成19年４月１日　制定
平成20年12月19日　改正

（趣　　旨）

第１条　この内規は，神戸大学大学院理学研究科規則第32条第２項ただし書に定める優れた研究業績を上げた者に係る在学期間の短縮による課程の修了（以下「早期修了」という。）に関し，必要な事項を定めるものとする。

（出願手続）

第２条　研究経過発表会及び研究成果発表会における発表を経て（ただし，研究経過及び研究成果の内容によって，発表会における発表を免除された者を除く。）早期修了を願い出る者は，次の書類を指導教員に提出するものとする。

(1) 早期修了適用資格申請書（別紙様式１）及び自薦書（A4判用紙を使用，書式及び字数は自由）
(2) 履歴書（別紙様式２）
(3) 研究業績書（学会発表経歴を含む。）（別紙様式３）
(4) 学位論文草稿及びその要旨（別紙様式４）
(5) 公表論文及び公表準備中の論文等
　ただし，投稿中の論文については，学術専門誌掲載決定証明書又は関連書類を添付すること。

（早期修了検討委員会）

第３条　早期修了の願い出があったときは，出願者ごとに，早期修了検討委員会を置き，早期修了に該当するか否かを判定する。

２　早期修了検討委員会は，指導教員及び指導教員から委嘱された２人以上の教員をもって組織し，教授２人以上を含むものとする。

３　指導教員は，必要があると認めるときは，前項に定めるもののほか学位論文提出予定者の専門分野に関係の深い学術領域の研究科博士課程後期課程担当相当の者１人以上を早期修了検討委員会に加えることができる。

（推　　薦）

第４条　指導教員は，早期修了検討委員会において，早期修了に該当すると認められた者があるときは，以下の書類を添え，定められた期日までに早期修了の適用を専攻長に推薦するものとする。

(1) 推薦書　（別紙様式５)
(2) 早期修了検討結果報告書（別紙様式６）
(3) 学位論文提出予定者・審査委員候補者名簿（別紙様式７）
(4) 第２条に定める書類

２　専攻長は，前項の推薦があった時は，専攻会議の議を経て，研究科長に推薦するものとする。

３　前項の推薦に当たっては，構成員の３分２以上が出席し，出席者の３分２以上の賛成を得た場合とする。

（早期修了審査委員会）

第５条　早期修了の適用資格の有無について審査するため，早期修了審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

２　委員会は，理学研究科教務委員会委員長，各専攻の教務委員及び各専攻から選出された教授各１人の委員により組織する。
３　各専攻から選出された委員の任期は，２年とする。
４　委員長は，理学研究科教務委員会委員長を充てる。委員会は委員長が招集し，その議長となる。
５　委員会は，必要に応じ，指導教員又は被推薦者の学術領域に関係の深い教員等の出席を求め，意見を聴くことができる。
６　早期修了の適用資格があることの判定については，構成員の３分２以上が出席し，その出席者の３分２以上の賛成を得なければならない。

（最終判定）

第６条　早期修了の適用資格の有無の最終判定は，委員会が行う。
２　委員会は，早期修了適用資格審査報告書（別紙様式８）を作成し，判定の結果を研究科長に報告する。
３　研究科長は，専攻長に判定の結果を通知するものとする。

（学位審査論文の提出）

第７条　早期修了の適用資格が有りと判定された者は，研究科長に学位論文を提出することができる。

（雑　　則）

第８条　この内規に定めるもののほか，早期修了に関して必要な事項は，別に定める。

附　　則

この内規は，平成１９年４月１日から施行する。

附　　則

この内規は，平成２１年４月１日から施行する。

理学研究科博士課程後期課程の早期修了資格審査基準

大学院設置基準に定める「自立した研究者，または，高度に専門的な業務従事者」として必要とされる能力（学力・判断力・企画力・持続力・表現力など）を備え，かつ，少なくとも学位を授与された者の平均以上の業績をあげると見込まれる者を，早期修了の資格を有する者として研究科長に推薦する。

必要とされる能力の有無と，研究業績が平均以上であるか否かの判断は，当該専攻から選出された委員の所見を参考にして，早期修了審査委員会が合議によって行う。研究業績の平均の対象範囲を当該専攻あるいは当該教育研究分野のいずれにするかは,当該専攻選出委員の所見を参考にして,早期修了審査委員会が決める。論文発表数や学会発表数に基づく機械的判断は行わないものとする。

なお，自然科学研究科博士課程後期課程在学者の早期修了資格の審査についても，理学研究科博士課程後期課程早期修了審査委員会が同様の基準で審査する。

附　　則

この審査基準は，平成25年4月1日から施行する。

神戸大学大学院理学研究科における博士課程を経ない者の学位論文草稿の内見に関する申合せ

平成19年４月１日　制定

（趣　　旨）

第１条　博士課程を経ない者で,神戸大学大学院理学研究科に学位の授与を申請しようとする者(以下「学位申請希望者」という。）があるときに，その申請に先立って実施する学位論文の草稿の内見に関し，必要な事項を定めるものとする。

（内見の申し出）

第２条　学位申請希望者は，学位論文の草稿の内容に関係の深い学術領域の教授又は准教授（以下「内見受理教員」という。）に学位論文の草稿の内見を申し出るものとする。

２　学位論文草稿の内見の申し出を受けた内見受理教員は，学位論文草稿の学術領域との関連性等を確認した上で，内見受理教員となるときは，学位申請希望者に次の書類等を提出させるものとする。

(1) 論文目録（別紙様式１）　１部
(2) 学位論文の草稿　３部
(3) 論文内容の要旨の草稿（別紙様式２）　３部
(4) その他の参考論文

（内見委員会）

第３条　内見受理教員は，学位申請希望者ごとに，内見委員会を設けるものとする。

２　内見委員会は，内見受理教員及び内見受理教員が選定する教授１人以上を含む研究科博士課程担当の教員２人以上をもって組織する。

３　内見受理教員は，必要があると認めるときは，前項に定めるもののほか，当該学位論文の草稿の内容に関係の深い学術領域の研究科博士課程担当相当の者を内見委員会に加えることができる。

内見委員会の委員長は，学位論文の草稿の内容に関係の深い学術領域の教授又は准教授をもって充てる。

内見委員会は，学位論文草稿等の内容の検討を行い，学位審査に値するか否か及び申請しようとする学位に付記する専攻分野の名称の適否を判定するものとする。

４　内見委員会は，学位申請希望者の学位申請資格の有無の審査を必要と認めたときは，学位申請希望者に次の書類を提出させて，研究科長に学位申請資格審査委員会の開催を求めることができる。

(1) 履歴書（別紙様式３）　１部
(2) 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書　１部
(3) 在職・研究従事内容証明書（別紙様式４）　１部

５　内見委員会の委員長は，内見が終了したときは，学位論文草稿内見報告書（別紙様式５）を専攻長を経て，専攻会議に提出するものとする。

６　内見の結果は，内見受理教員が学位申請希望者に通知するものとする。

（審査委員候補者の選出）

第４条　専攻会議は，学位論文草稿内見結果報告書に基づき，学位審査に値するか否か及び申請しようとする学位に付記する専攻分野の名称の適否を判定し，学位審査に値すると判定された学位申請希望者ごとに，学位論文審査委員候補者（主査及び副査の候補者）３人以上を選出するものとする。

２　学位論文審査委員候補者は，当該学位論文の草稿の内容に関係の深い学術領域の教授２人以上を含む研究科博士課程担当の教員３人以上をもって充てる。

３　専攻会議は，必要があると認めるときは，前項に定めるもののほか，当該学位論文の草稿の内容に関係の深い学術領域の研究科博士課程担当相当の者を学位論文審査委員候補者に加えることができる。

（研究科長への届出）

第５条　専攻長は，専攻会議終了後直ちに，学位論文草稿内見結果報告書及び学位論文提出予定者・審査委員候補者名簿（別紙様式６）を研究科長に提出するものとする。（履歴書を１部添付するものとする。）

附　則

この申合せは，平成19年４月１日から施行する。

神戸大学大学院理学研究科における博士課程を経ない者の学位論文審査等に関する内規

平成19年４月１日　制定
最近改正　平成25年10月18日

（趣　　旨）

第１条　この内規は，神戸大学大学院理学研究科（以下「研究科」という。）において博士課程を経ない者に授与する博士の学位の学位論文審査等に関し必要な事項を定めるものとする。

（学　　位）

第２条　研究科において授与する学位は，博士（理学）又は博士（学術）とする。

（学位申請資格）

第３条　博士課程を経ない者で，学位の授与を申請することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学院の博士課程において，所定の期間在学し，所定の単位を修得して退学した者
(2) 大学院の修士課程を修了した後，３年以上の研究歴を有する者
(3) 大学を卒業した後，６年以上の研究歴を有する者
(4) 前各号に掲げる者のほか，研究科教授会において資格があると認めた者

２　研究歴とは，次の各号に掲げるものとする。

(1) 大学又は短期大学の専任教員として研究に従事した期間
(2) 研究所等において研究に従事した期間
(3) 大学院の学生として研究活動を行った期間（修士課程は２年，博士課程は３年を上限とする。）
(4) 修士課程修了又は博士課程退学の後，大学の研究生として研究活動を行った期間
(5) その他学位申請資格審査委員会において認めた期間

（学位論文の提出）

第４条　博士課程を経ない者が学位の授与を申請するときは，次に掲げる書類等を研究科長に提出するものとする。

(1) 学位申請書（別紙様式１）　１部
(2) 論文目録（別紙様式２）　６部
(3) 電子媒体（ＣＤ－Ｒ）　１枚
(4) 学位論文　４部
(5) 論文内容の要旨（別紙様式３）　10部
(6) 履歴書（別紙様式４）　２部
(7) 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書及び学業成績証明書
(8) その他参考論文等

（学位申請資格審査委員会）

第５条　学位申請資格の有無を審査するため，学位申請資格審査委員会を置く。

２　学位申請資格審査委員会は，理学研究科教務委員会委員長及び教務委員をもって組織し，委員長は，教務委員会委員長を充てる。

３　学位申請資格審査委員会は，委員長が招集しその議長になる。
４　学位申請資格審査委員会が必要と認めたときは，同審査委員会に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

（学位申請資格の判定）

第６条　研究科教授会は，学位申請資格審査委員会の審査結果に基づいて，第３条に規定する学位申請資格を有するか否かについて判定を行う。ただし，第３条の第１項第１号から第３号までの各号の規定により，学位申請資格審査委員会の審査を経た結果については，研究科教授会において判定を受けたものとして取り扱う。

（学長への進達）

第７条　研究科長は，学位申請者から学位論文等の提出があったときは，研究科教授会の議を経て，当該学位論文等を学長に進達するものとする。

（学位論文審査委員会）

第８条　学長から論文審査の付託があったときは，論文審査及び試験等を行うため，学位申請者ごとに学位論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。
２　審査委員会は，教授２人以上を含む研究科の教員３人以上をもって組織し，主査１人及び副査をおくこととする。
３　研究科教授会において審査のため必要があると認めるときは，前項に定めるもののほか，当該学位論文の内容に関係の深い学術領域の研究科博士課程担当相当の者を審査委員に加えることができる。
４　審査委員の選定は，内見受理教員が所属する専攻から推薦のあった審査委員候補者について，研究科教授会が行う。
５　審査委員会は，論文の審査に併せて学位に付記する専攻分野の名称についても，審査するものとする。

（論文審査及び試験）

第９条　審査委員会は，学位論文の審査及び学位論文を中心としてこれに関連する専門科目について，筆答又は口頭による試験（以下「試験」という。）を行うものとする。
２　審査委員会は，試験の科目，試験の方法等を定めて，学位申請者に通知するものとする。
３　審査委員会は，博士論文発表会を開催するものとする。

（試　　問）

第10条　審査委員会は，研究科の課程を修了したものと同等以上の学力があることを確認するための試問（以下「試問」）という。）を行うものとする。
２　試問は，学位申請者の学術領域の専門科目及び専門の学術研究を行うのに必要な外国語（日本人は英語，外国人は日本語及び英語）について，筆答又は口頭により行う。
３　審査委員会において試問のために必要があると認めるときは，審査委員以外の教員にも試問を行わせることができる。
４　審査委員会は，試問の科目，試問の方法等を定めて，学位申請者に通知するものとする。

（論文審査等の結果報告）

第11条　審査委員会は，学位論文の審査及び試験並びに試問が終了したときは，学位審査報告書（別紙様式５）を研究科長に提出するものとする。

附　　則

この内規は，平成19年４月１日から施行する。

附　　則

この内規は，平成25年10月18日から施行し，平成25年４月１日以後に学位を授与された者について適用する。

学位審査に関する日程の概要

１．課程博士学位論文審査に関する日程（３月修了予定者）

日　　程	事　　項	
10月頃	研究成果発表会	① 専攻長は，開催日時，場所，発表者の氏名，論文題目を当該専攻の教員・学生に通知する。 ② 専攻長は，学位論文草稿の必要部数を当該学生の指導教員に通知する。 ③ 専攻長は，研究成果報告書を研究科長に提出する。
12月上旬	専攻会議	専攻長は，学位論文提出予定者・審査委員候補者名簿を研究科長に提出する。
１月中旬 （５日間）	学位論文提出	学生は，博士論文と関係書類を教務学生係へ提出する。
１月下旬	教授会	学位論文審査委員会の設置
	学位論文審査委員会	学位論文審査の開始 最終試験（論文発表会）
２月中旬	研究科長に学位論文審査報告書提出	審査終了 学位論文審査委員会は，学位審査報告書を研究科長に提出する。 １週間前までに，論文審査の結果要旨（写）を博士課程教授会構成員に配付
３月上旬	教授会	学位授与可否の決定
	審査結果報告	研究科長は，審査結果を学長に報告
３月下旬	学位記授与式	

２．課程博士学位論文審査に関する日程（９月修了予定者）

日　　程	事　　項	
４月上旬～中旬	研究成果発表会	① 専攻長は，開催日時，場所，発表者の氏名，論文題目を当該専攻の教員・学生に通知する。 ② 専攻長は，学位論文草稿の必要部数を当該学生の指導教員に通知する。 ③ 専攻長は，研究成果報告書を研究科長に提出する。
６月下旬	専攻会議	専攻長は，学位論文提出予定者・審査委員候補者名簿を研究科長に提出する。
７月上旬～中旬 （３日間）	学位論文提出	学生は，博士論文と関係書類を教務学生係へ提出する。
７月中旬	教授会	学位論文審査委員会の設置
	学位論文審査委員会	学位論文審査の開始 最終試験（論文発表会）
８月下旬	研究科長に学位論文審査報告書提出	審査終了 学位論文審査委員会は，学位審査報告書を研究科長に提出する。 １週間前までに，論文審査の結果要旨（写）を博士課程教授会構成員に配付
９月上旬	教授会	学位授与可否の決定
	審査結果報告	研究科長は，審査結果を学長に報告
９月下旬	学位記授与式	

学位授与に関する方針

【理学部】

神戸大学理学部は、自然科学の基礎である理学諸分野を探求することによって自然の理解を深め、社会の進歩に貢献することを教育研究上の目的としています。

また，理学部の数学，物理学，化学，生物学，地球惑星科学の５つの学科においては，広い知識を習得し，教養及びそれぞれの分野に関する専門的な知識などを身に付けることを基本に，人材の養成や教育研究の目的をそれぞれ以下のように定めています。

（数学科）

解析数理，構造数理，応用数理の教育研究を行い，教養及び数学とその応用に関する専門的な知識を身に付けた人材を養成する。

（物理学科）

物質の構造及び機能を根本原理から理解するための教育研究を行い，教養及び物理学に関する専門的な知識を身に付けた人材を養成する。

（化学科）

教養及び化学の幅広い専門的な知識を身に付け，未開拓の分野へ取り組む意欲並びに問題認識及び解決能力を身に付けた創造力ある人材を養成する。

（生物学科）

広い知識を授けるとともに，分子・細胞レベルから種及び生態系レベルまでの基礎生物学的教育研究を行い，教養及び生物学に関する専門的な知識並びに科学的な考え方を身に付けた人材を養成する。

（地球惑星科学科）

多様な惑星現象に対する広範囲な視野、多様な手法を用いた解析能力と論理的思考力、そして豊かな感性とグローバルな視点を備えて、社会の発展を牽引する人材を養成する。

これらの人材養成と教育研究上の目的並びに全学で定めた学位授与に関する方針を踏まえて、学生の卒業及び学位取得の要件を、下記のとおり定めています。

・本学部に 4 年以上在学し、各学科が履修要件として定めた所定の単位以上を修得すること。ただし、在学期間に関しては、各学科が定めた早期卒業の認定基準を満たした場合は、3 年以上在学すれば足りるものとする。

・上記の課程を修めて卒業した者に対しては、学士の学位を授与する。

なお、各学科における教育研究上の目的や適用される理学部規則は、入学年度に発行された学生便覧に掲載されています。

【博士課程前期課程】

神戸大学大学院理学研究科は、自然科学の基礎である理学諸分野を探究することによって自然認識の深化を図り、もって社会の知的基盤の形成に貢献することを教育研究上の目的としている。

また，理学研究科に置かれた，数学，物理学，化学，生物学，地球惑星科学の５つの専攻においては，それぞれの専門分野において幅広い知識をもつとともに，問題解決能力と学際的視点をもった創造性豊かな人材を養成するために，それぞれ以下のように博士課程前期課程の教育研究上の目的を定めている。

（数学専攻）

自然界及び社会現象における数理を探求し，広範な数理現象の解明を目指した教育研究を行うとともに，数学を深く探究するための基礎となる能力又はこれに加えて関連する専門的職業を担うための能力を持つ人材を養成する。

（物理学専攻）

宇宙から分子，原子および素粒子に至る広い範囲にわたって，物質の構造及び機能を根本原理から理解することを目指した教育研究を行い，物理学を深く研究するための基礎となる能力又これに加えて関連する専門的職業を担うための能力を持つ人材を養成する。

（化学専攻）

新しい概念と学際領域の創出を目的として新規物質の創製並びに新しい化学現象及び化学原理の探求に強い意欲を持ち，かつ，化学を深く探求するための基礎となる能力及び関連する専門的職業を担うための能力を持つ人材を養成する。

（生物学専攻）

すべての生物に共通する生命の仕組み及び生物界の多様性の成り立ちの解明を目指した教育研究を行うとともに，生物学を深く探究するための基礎となる能力又はこれに加えて関連する専門的職業を担うための能力を持つ人材を養成する。

（地球惑星科学専攻）

多様な惑星現象に対する広範囲な視野、多様な手法を用いた解析能力と論理的思考力、豊かな感性とグローバルな視点を備え、惑星現象に関する専門的知識に基づき、社会の発展を牽引する人材を養成する。

これらの教育研究上の目的及び全学で定めた学位授与に関する方針を踏まえて、学生の修了及び学位取得の要件を、下記のとおり定めている。

・博士課程前期課程に２年以上在学し、各専攻が定める授業科目のうちから所定の単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、研究経過発表会での発表を経て、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、前期課程に１年以上在学すれば足りるものとする。
・博士課程前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

なお、各専攻における教育研究上の目的や適用される理学研究科規則は、入学年度に発行された学生便覧に掲載されている。

【博士課程後期課程】

神戸大学大学院理学研究科は、自然科学の基礎である理学諸分野を探究することによって自然認識の深化を図り、もって社会の知的基盤の形成に貢献することを教育研究上の目的としている。

また，理学研究科に置かれた，数学，物理学，化学，生物学，地球惑星科学の５つの専攻においては，それぞれの専門分野において高度な専門性と幅広い視野をもち，創造性と独創性を兼ね備えた人材を養成するために，それぞれ以下のように博士課程後期課程の教育研究上の目的を定めている。

（数学専攻）

自然界及び社会現象における数理を探求し，広範な数理現象の解明を目指した教育研究を行うとともに，数学の各専門分野で自立して研究を行う能力及びその基礎となる豊かな学識又はこれに加えて高度の専門性を要する職業を担うための能力を持つ優れた人材を養成する。

（物理学専攻）

宇宙から分子，原子および素粒子に至る広い範囲にわたって，物質の構造及び機能を根本原理から理解することを目指した教育研究を行い，物理学の各分野で自立して研究を行う能力及びその基礎となる豊かな学識又これに加えて高度の専門性を要する職業を担うための能力を持つ優れた人材を養成する。

（化学専攻）

新しい概念と学際領域の創出を目的として新規物質の創製並びに新しい化学現象及び化学原理の探求に強い意欲を持ち，かつ，化学の各専門分野で自立して研究を行う能力及びその基礎となる豊かな学識を持ち，高度の専門性を要する職業を担うための能力を持つ人材を育成する。

（生物学専攻）

すべての生物に共通する生命の仕組み及び生物界の多様性の成り立ちの解明を目指した教育研究を行うとともに，生物学の各専門分野で自立して研究を行う能力及びその基礎となる豊かな学識又はこれに加えて高度の専門性を要する職業を担うための能力を持つ優れた人材を養成する。

（地球惑星科学専攻）

多様な惑星現象に対する広範囲な視野、多様な手法を用いた解析能力と論理的思考力、豊かな感性とグローバルな視点を備え、惑星現象に関する高度な専門的知識に基づき、社会の発展を牽引する人材や新たな研究領域を開拓する独創的な人材を養成する。

これらの教育研究上の目的及び全学で定めた学位授与に関する方針を踏まえて、学生の修了及び学位取得の要件を、下記のとおり定めている。

・後期課程に 3 年以上在学し、各専攻が定める授業科目のうちから所定の単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、研究経過発表会並びに研究成果発表会での発表を経て、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、後期課程に 1 年（2 年未満の在学期間をもって修士課程、前期課程又は専門職学位課程を修了した者にあっては、当該在学期間を含めて 3 年）以上在学すれば足りるものとする。

・博士課程後期課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

神戸大学大学院理学研究科学位論文評価基準

平成２５年１０月１８日　制定

神戸大学大学院理学研究科は，学位論文について，研究科のディプロマ・ポリシーに基づき以下の基準により総合的に評価する。なお，この基準に定めるもののほか，当該専攻分野において必要なものは専攻が定める。

修士論文の評価基準

１．当該専攻分野において学術的価値を有する研究結果を含むこと。
２．先行研究や関連研究をふまえ，適切な課題設定を行なっていること。
３．課題に対して適切な研究方法を選択し，研究を実施していること。
４．研究結果を適切に考察し結論を得ていること。
５．章立て，引用を含めて，論理的で明瞭な記述を行なっていること。

博士論文の評価基準

１．当該専攻分野に関する高度な学術的価値を有する研究結果を含むこと。
２．先行研究や関連研究をふまえ，適切な課題設定を行なっていること。
３．課題に対して適切な研究方法を選択し，研究を実施していること。
４．研究結果を適切に考察し結論を得ていること。
５．章立て，引用を含めて，論理的で明瞭な記述を行なっていること。

修士学位論文の審査及び修士最終試験の要項

平成２５年１０月１８日　制定

神戸大学大学院理学研究科は，修士学位論文の審査及び修士最終試験について，次の基準を設ける。なお，この基準に定めるもののほか，当該専攻分野において必要なものは専攻が定める。

１．修士の学位を受ける者は，当該専攻分野の幅広い学識と，専門分野における研究能力を有すること。
２．修士学位論文は，研究科の学位論文評価基準に則って評価される。
３．修士の学位を受けようとする者は，修士学位論文の内容について，各専攻の開催する論文発表会において，発表及び討論を行うこと。審査委員は発表会および修士学位論文の内容によって審査を行うものとする。なお，論文発表会は原則として公開とする。

博士学位論文の審査及び博士最終試験の要項

平成２５年１０月１８日　制定

神戸大学大学院理学研究科は，博士学位論文の審査及び博士最終試験について，次の基準を設ける。なお，この基準に定めるもののほか，当該専攻分野において必要なものは専攻が定める。

１．博士の学位を受ける者は，当該専攻分野において深い学識を備え，自立した研究を行うための高度な専門的研究能力を有すること。
２．博士学位論文は，研究科の学位論文評価基準に則って評価される。
３．博士の学位を受けようとする者は，審査委員会の開催する論文発表会において，博士学位論文の内容についての発表および討論を行うこと。審査委員会は発表会と博士論文の内容および最終試験の結果によって審査を行うものとする。なお，原則として論文発表会は公開とする。
４．博士学位論文の審査を受けるには，博士学位論文の内容の主要部分が，査読付きの学術雑誌に公表されているか，若しくは学位を授与された日から１年以内に公表される予定であることを必要とする。